

○西興部村光ファイバー引き込み工事費補助金要綱

平成 16 年 7 月 5 日要綱第 1 号

平成 31 年 1 月 9 日訓令第 1 号

西興部村光ファイバー引き込み工事費補助金要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、空家住宅への西興部村が保有する光ファイバー（以後、「光ファイバー」という。）未敷設住宅に対して、光ファイバー引き込み工事を行う者に補助することにより、空家住宅の解消と村への移住促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家住宅 村内に所在する 1 戸建て専用住宅をいう。
- (2) 光ファイバー引き込み工事 光ファイバー幹線ケーブルから宅内に引き込むために、屋外用一芯光ファイバーケーブルにより接続するための配線工事をいう。

(対象者)

第 3 条 この要綱において、補助金の交付対象者は、西興部村に住所を有する個人。又は今後西興部村に住所を有し、居住をしようとする個人で、西興部村テレビ組合への加入をする者。

2 村長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は住宅料、保育料、上下水道料等の使用料・手数料のいずれか、村の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としなことができない。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、空家住宅への光ファイバー引き込み工事に要した経費の総額から 23,000 円を控除した額とし、4 万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、光ファイバー引き込み工事に要した経費の総額が 10 万円を超え、かつ、その理由が次の各号の一に該当するときは、総額経費の 40%を限度として、補助することができるものとする。

- (1) 幹線から空家住宅まで光ファイバーを引き込むにあたって、電柱を新設しなければならない場合
- (2) 光ファイバー引き込み線が通常の長さ以上の場合
- (3) その他村長が特に必要と認めたとき。

3 算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額を補助金とする。

(補助金の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以後、「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負業者が、空屋住宅への光ファイバー引き込み工事完了後に発行する工事料請求明細書類等の写し。
- (2) 工事料を支払った旨を証する書類。

(補助金の交付の決定等)

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは、その交付を決定するものとする。

2 村長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

3 村長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を附することができる。

(決定の通知)

第7条 村長は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を西興部村光ファイバー引き込み工事費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)、補助金を不交付としたときは、西興部村光ファイバー引き込み工事費補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行命令)

第8条 村長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対し、これに従って遂行すべきことを命ずることができる。

(補助金の返還)

第9条 村長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、申請者に対し、補助金交付決定の取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 村長が補助金の交付の目的が失われたと認めるとき。
 - 2 村長は前項の規定により補助金の取り消し、若しくは返還を決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。
 - 3 第1項の規定による補助金交付決定の取り消し、若しくは返還を行ったときは、申請者に損害を及ぼすことがあっても、村はその責を負わない。

(免責)

第10条 村長は、補助した西興部村光ファイバー引き込み工事に係る内容及び工事費用等に対して一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、村長が別に定めることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。